別表第一京都府の項及び兵庫県の項中「日本めん」を「日本麺」に、「中華めん」を「中華麺」に改め、同表奈良県の項、島根県の項及び岡山県の項中「日本めん」を「日本麺」に改め、同表広島県の項及び山口県の項中「日本めん」を「日本麺」に、「中華めん」を「中華麺」に改め、同表徳島県の項中「日本めん」を「日本麺」に改め、同表香川県の項を次のように改める。

香川県	さぬきの夢二〇〇〇（※）	日本麺の製造用
	さぬきの夢二〇〇九（※）	日本麺の製造用

別表第一愛媛県の項、福岡県の項、佐賀県の項、長崎県の項、熊本県の項及び大分県の項中「日本めん」を「日本麺」に、「中華めん」を「中華麺」に改め、同表に次のように加える。

鹿児島県	ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用

別表第一備考一中「ナンブコムギのうち、北上市、一関市、二戸市」を「コユキコムギのうち」に改め、「、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町及び同郡九戸村」を削り、「中華めん」を「中華麺」に、「日本めん」を「日本麺」に改め、同表備考二中「中津市」を「中津市及び豊後高田市」に、「中華めん」を「中華麺」に改め、同表備考二を同表備考三とし、同表備考一の次に次のように加える。

二　栃木県において生産されたタマイズミのうち、小山市、下野市及び下都賀郡野木町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。

別表第二岡山県の項を次のように改める。

岡山県	おうみゆたか	麦茶の製造用以外のもの
	スカイゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	ミハルゴールド	麦茶の製造用以外のもの

別表第三茨城県の項を次のように改める。

茨城県	シルキースノウ	麦茶の製造用以外のもの
	カシマゴール	麦茶の製造用
	カシマムギ	麦茶の製造用
	マサカドムギ	麦茶の製造用

別表第四埼玉県の項の前に次のように加える。

茨城県	キラリモチ	麦茶の製造用以外のもの

別表第四佐賀県の項を次のように改める。

佐賀県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの
	ユメサキボシ	麦茶の製造用以外のもの

別表第五中「日本めん」を「日本麺」に改める。

別表第六中「中華めん」を「中華麺」に改める。

附　則

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十三年産の麦及び大豆に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十二年以前の年産の麦及び大豆に係る交付金については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十二年十二月二日農林水産省告示第二千二十二号（平成二十三年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

表中「ただし、」を「対象農業者（」に、「が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、一二、八四〇円　一一、五六〇円　一〇、五五〇円　九、五〇〇円　八、四四〇円　七、三九〇円　六、三三〇円」を「をいう。以下同じ。）又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成二十三年産の春植えばれいしょの品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって当該交付金の交付を受けるもの（同年産の春植えばれいしょについて農業災害補償法第八十四条第一項第六号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。）が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、一七、〇八〇円　一五、三七〇円　一三、六六〇円　一二、八四〇円　一一、五六〇円　一〇、五五〇円　九、五〇〇円　八、四四〇円　七、三九〇円　六、三三〇円」に改める。

○農林水産省告示第七百二十号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十三事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十三年四月一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産大臣が定める金額　千百六十二億四千百十四万九千円

○農林水産省告示第七百二十一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条の五第三項の規定に基づき、次に掲げる中央卸売市場の開設に係る同法第八条の規定に基づく認可がその効力を失ったので、同法第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　開設者　甲府市

市場の名称　甲府市中央卸売市場

位置　甲府市上小河原町千五百番地

取扱品目　野菜、果実及びこれらの加工品並びに生鮮水産物及びその加工品

失効年月日　平成二十三年四月一日

二　開設者　富山市

市場の名称　富山市中央卸売市場

位置　富山市掛尾町五百番地

取扱品目　野菜、果実及びこれらの加工品
生鮮水産物及びその加工品
花き

失効年月日　平成二十三年四月一日

○農林水産省告示第七百二十二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十一月三十日農林省告示第千七百六十三号（中央卸売市場指定区域を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

「富山市中央卸売市場指定区域　富山市」及び「甲府市中央卸売市場指定区域　甲府市」を削る。